



熊本県公報

第 1 2 4 5 9 号

平成 27 年 10 月 6 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 指定居宅サービス事業の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業の指定…………… () 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 5
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 9
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 9
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 10
- 道路の区域変更…………… () 10
- 道路の供用開始…………… () 10

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 12
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 13

告 示

熊本県告示第 8 5 1 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 1 0 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町西部ろ字上原木 3 8 3 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上原木 3 8 3 番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 5 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 1 0 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人熊本厚生会	短期入所生活介護 きらら	宇城市松橋町き らら 1 丁目 9 番 地 3	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	短期入所生活 介護

熊本県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人熊本厚生会	短期入所生活介護 きらら	宇城市松橋町き らら1丁目9番 地3	平成27年 10月1日	介護予防短期 入所生活介護

熊本県告示第854号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 二本松川1（429-1-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村両併、高森町高森
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 二本松川2（429-1-002）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村両併、高森町高森
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 二本松川（429-1-003）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村両併、高森町高森
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 中野川（429-1-004）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村両併
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

5 長尾野川1 (429-1-005)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村両併
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 長尾野川2 (429-1-006)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村両併
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

7 中松川1 (429-1-007)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

8 中松川2 (429-1-008)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

9 水口川 (429-1-009)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

10 芝原川 (429-1-010)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松、河陽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

11 川地後川 (429-1-011)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 中村川(429-1-012)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松、一関
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 高木川1(429-1-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村一関
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 高木川(429-1-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村一関
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 保手ヶ谷川(429-1-016)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村一関、吉田
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 城後(429-1-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村吉田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 松の木(429-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松、河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 一関(429-2-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村中松、一関
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 吉田-1(429-2-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村吉田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 吉田-2(429-2-003-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村吉田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 吉田-3(429-2-003-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村吉田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第855号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 新所川1-1(431-1-001-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 新所川1-2(431-1-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 新所川2 (431-1-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 新所川3 (431-1-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 新所川4 (431-1-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 立野川1-1 (431-1-005-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 立野川1-2 (431-1-005-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 赤瀬川-1 (431-1-006-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 赤瀬川-2 (431-1-006-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 新所-1 (431-1-001-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 新所-2 (431-1-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 新所-3 (431-1-001-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 新所-4 (431-1-001-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 新所-5 (431-1-001-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 15 立野（立野1）－1（431－1－002－1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 16 立野（立野1）－2（431－1－002－2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 17 立野（立野1）－3（431－1－002－3）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 18 立野（立野1）－4（431－1－002－4）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 19 立野（立野1）－5（431－1－002－5）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 20 立野（立野1）－6（431－1－002－6）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 21 立野（立野2）－1（431－1－004－1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 阿蘇郡南阿蘇村立野
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 立野(立野2) - 2 (431-1-004-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 立野(431-1-001(人))
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村立野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第856号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童通所施設 ココ 合志市須屋64 5番地5	株式会社ドロップ 合志市御代志116 4番地 田中 亮	平成27年 10月1日	4352900155	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第857号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人杉村会杉村病院	熊本市中央区本荘三丁目7 番18号	平成27年9月17日から 平成30年9月16日まで
医療法人社団岡山会九州 記念病院	熊本市中央区水前寺公園3 番38号	平成27年9月17日から 平成30年9月16日まで
医療法人加来会慶徳加来 病院	熊本市中央区練兵町98番 地	平成27年9月17日から 平成30年9月16日まで

一般財団法人杏仁会江南病院	熊本市中央区渡鹿五丁目1番37号	平成27年9月17日から平成30年9月16日まで
医療法人社団郁栄会北部脳神経外科・神経内科	熊本市北区楠野町1067番地1	平成27年9月17日から平成30年9月16日まで
国家公務員共済組合連合会熊本中央病院	熊本市南区田井島一丁目5番1号	平成27年9月17日から平成30年9月16日まで
独立行政法人国立病院機構熊本南病院	宇城市松橋町豊福2338番地	平成27年9月17日から平成30年9月16日まで
社会医療法人黎明会宇城総合病院	宇城市松橋町久具691番地	平成27年9月17日から平成30年9月16日まで

熊本県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年10月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字軍見坂	前	15.4 ～ 20.7	53.1	単道改
		同所 138番2地先まで	後	15.4 ～ 31.6		

2 区域を変更する期日 平成27年10月6日

熊本県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年10月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字惣領	前	8.6 ～ 13.1	205.5	防交安 (交通安全)
		同所 973番1地先まで	後	10.8 ～ 16.9		

2 区域を変更する期日 平成27年10月6日

熊本県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市二浦町亀浦字白石 4406番6地先から 同所 4406番11地先まで	42.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年10月6日

公 告

熊本県公告第645号

菊池市に事務所を置く泗水町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	古庄 廣美	菊池市泗水町永3295番地
理事	有田 安孝	菊池市泗水町福本1013番地
理事	青木 三紀	菊池市泗水町住吉4562番地
理事	平島 信昭	菊池市泗水町住吉2809番地
理事	荒木 邦弘	菊池市泗水町永3308番地
理事	古荘 芳郎	菊池市泗水町富納424番地1
理事	福田 八洲士	菊池市泗水町福本2272番地4
理事	菅 義輝	菊池市泗水町吉富894番地
理事	小川 和臣	菊池市泗水町豊水593番地
理事	川口 良郎	菊池市泗水町豊水4196番地
理事	久川 寛實	菊池市泗水町亀尾3045番地
理事	河内 正男	菊池市泗水町田島2214番地
理事	福島 英明	菊池市泗水町南田島1114番地
監事	上田 清行	菊池市泗水町永3748番地3
監事	増田 和典	菊池市泗水町吉富1534番地
監事	小森田 浩美	菊池市泗水町田島1541番地
就任		
理事	古庄 廣美	菊池市泗水町永3295番地
理事	有田 安孝	菊池市泗水町福本1013番地
理事	植島 隆博	菊池市泗水町住吉194番地1
理事	新堀 信雄	菊池市泗水町住吉727番地
理事	内田 哲正	菊池市泗水町永3198番地2
理事	古荘 芳郎	菊池市泗水町富納424番地1
理事	三姓 良幸	菊池市泗水町福本1000番地
理事	齊藤 伸一	菊池市泗水町吉富2064番地
理事	稲田 壽昭	菊池市泗水町吉富1830番地2
理事	清田 信幸	菊池市泗水町豊水2841番地
理事	渡邊 絹代	菊池市泗水町豊水3770番地
理事	松田 和明	菊池市泗水町田島3083番地4
理事	吉村 親留	菊池市泗水町南田島707番地1
監事	平島 信昭	菊池市泗水町住吉2809番地
監事	高木 清典	菊池市泗水町豊水2088番地
監事	堀 義晴	菊池市泗水町南田島1902番地1

熊本県公告第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市大島字新四ツ山1722番2、同1722番22、同1722番24、同1722番25、同1722番26及び同1738番33、057.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島688番地1
松本木材株式会社

熊本県公告第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東畑2874番1、同2875番1及び同2875番31、597.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区清水新地六丁目2番40号
株式会社九州西邦建設

熊本県公告第648号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字上出口2645番1の一部及び2655番21、495.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区出水三丁目10番35号
フリベリー不動産株式会社

熊本県公告第649号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1455号	混合有機質肥料	混合有機質肥料9号	窒素全量：3.1 りん酸全量：3.8 加里全量：3.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成30年9月24日

熊本県公告第650号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1984番

- 372.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼168番地19レインボーヒルズ102号
吉富 日出樹
吉富 幸 恵
-

熊本県公告第651号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字下陳字目戸町140番3
311.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字古閑505番地1 アルカンシェル102号
西山 充